

# 茨城工業高等専門学校専攻科委員会規則

〔平成26年3月11日〕  
制 定

(設置)

**第1条** 茨城工業高等専門学校に、専攻科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、専攻科に関わる次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業時間割に関する事。
- (2) 学校行事（他の委員会等の所掌に係るものを除く。）に関する事。
- (3) 学生の教科履修に関する事。
- (4) 休学、復学、転学及び退学等に関する事。
- (5) 留学（グローバル教育センターの所掌に係るものを除く。）に関する事。
- (6) 教務記録に関する事。
- (7) 学生の就職及び進学に関する事。
- (8) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関する事。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (9) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関する事。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (10) その他、教務に関する事。

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（教務主事）
- (2) 副校長（専攻科長）
- (3) 副専攻科長
- (4) 各コース主任
- (5) 一般教養部で専攻科を担当する教員 1人
- (6) 学生課長

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

**第4条** 前条第1項第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置き、副校長（専攻科長）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副専攻科長がその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

**第5条の2** 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

**第6条** 委員会は、専門的事項を調査検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

**第7条** 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。  
(事務)

**第8条** 委員会の事務は、学生課において処理する。  
(雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。